

## 障がい者である職員の任免の状況（令和7年6月1日現在）

このことについて、警察本部における令和7年6月1日現在の障がい者である職員の任免の状況は、下記のとおりです。

### 記

	(1) 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	(2) 障がい者の数	(3) 実雇用率 ((2) / (1) *100)	(4) 不足数	備考
令和7年6月1日	401.0人	12.5人	3.12%	0人	
【参考】 令和6年6月1日	404.5人	12.5人	3.09%	0人	

- (1) 欄は、職員総数から除外職員数を除いた職員数である。
- (2) 欄の「障がい者の数」は、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員（※1）以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者については1人を1カウントとしている。

さらに、短時間勤務職員である重度以外の身体障がい者、知的障がい者並びに特定短時間勤務職員（※2）である重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

- (4) 欄の「不足数」とは、(1) 欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から、(2) 欄の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は、法定雇用率達成となる。

※1 1週間の勤務時間が20時間以上30時間未満である職員

※2 短時間勤務職員のうち、1週間の勤務時間が10時間以上20時間未満である職員

このページに関するお問い合わせ  
岩手県警察本部 警務課 人事係  
〒020-8540 岩手県盛岡市内丸8-10  
電話番号：019-653-0110